

学校法人 福原学園女性活躍推進法一般事業主行動計画の策定について

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以降、女性活躍推進法/10年間の時限立法）は、現政権が推進する「女性とその能力を十分に発揮できる社会環境にする」ことを目的として、平成27年8月に成立、9月に公布され、平成28年4月1日に施行されます。この法律により、平成28年度より一般事業主行動計画の策定が義務付けられ、本学園においても女性教職員の活躍を推進するため、平成28年4月1日から平成33年3月31日まで「学校法人福原学園 女性活躍推進法 一般事業主行動計画」を策定し、より一層の推進に向けた取り組みを実施いたします。

平成27年4月1日現在における本学園の男女の平均継続勤務年数の差異は、学園全体教職員においては**94パーセント**で一定の水準を満たしていますが、そのうち教育職員の男女の平均継続勤務年数の差異は**68パーセント**です。このことから、本学園では行動計画に沿って、女性が就業継続し、活躍できる雇用環境の整備を積極的に行ってまいります。

学校法人福原学園女性活躍推進法一般事業主行動計画

1. 趣旨

この行動計画は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以降、「女性活躍推進法」という）（平成 27 年 8 月 28 日成立、平成 28 年 4 月 1 日施行）に基づき、女性が就業継続し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定するものとする。

2. 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 5 年間

3. 当学園の課題

採用女性割合、管理職に占める女性比率は一定水準に達しているが、女性（教育職員）の平均継続勤務年数が短い。

4. 目標

男性の平均継続勤務年数に対する女性の平均継続勤務年数の差異を教育職員において 80%以上とする。

5. 取組内容

取組内容 1：利用可能な仕事と育児の両立支援制度の周知および利用促進のための意識啓発を行う。

○平成 28 年 4 月～ 学園ホームページ掲載の「次世代育成支援行動計画における仕事と育児の両立を支援するための制度一覧リーフレット」を利用し周知。

定期的な情報発信を実施し、働きやすい職場環境の確立を目指す。

○平成 29 年 4 月～ 仕事と育児の両立を支援する制度について、婚姻届提出時に法人担当者が支援制度を説明する。

取組内容 2：長時間労働の職場風土の改善（働きやすい職場の確立）

○平成 28 年 4 月～ 平成 22 年から取り組んでいる「全学的ノー残業デー」の実施等、所定外労働をしない意識改革を継続して推進する。

○平成 29 年 5 月～ 平成 29 年度より学園総会において理事長から全職員に対する直接的なメッセージとして、業務効率の向上、超過勤務の削減に関する取り組みの促進を発信する。